

第1類 総則（東大阪市個人情報保護条例）

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道企業管理者及び議会をいう。
- (3) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。ただし、専ら文書を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市長が定める処理を除く。
- (4) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (5) 公文書 東大阪市情報公開条例（平成11年東大阪市条例第1号）第2条第2号に規定する公文書をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性に関する事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務の届出）

第5条 実施機関は、主として個人情報を取扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (2) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 個人情報取扱事務の委託の有無

第1類 総則（東大阪市個人情報保護条例）

- (7) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
 - (8) 第7条第1項ただし書の規定に該当して個人情報の利用又は提供を継続的に行うときは、その利用の範囲又は提供先の名称
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

（収集の制限）

- 第6条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急に収集する必要があると認められるとき。
 - (5) 所在不明、心身喪失その他の理由により、本人から収集することができないとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務を処理する場合において、本人から個人情報を収集したのでは当該事務の目的を達成することができず、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。
 - (7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (8) 国、他の地方公共団体又はこれらに準じる団体（以下「国等」という。）から収集することが事務の性質上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

第1類 総則（東大阪市個人情報保護条例）

(9) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報を並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき。

4 実施機関は、第2項第7号又は第8号の規定により個人情報を収集したときは、遅滞なく、その旨を東大阪市個人情報保護審議会に報告しなければならない。この場合において、東大阪市個人情報保護審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

5 実施機関は、第2項第9号又は第3項第2号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、東大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

（利用及び提供の制限）

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、個人情報を当該実施機関内及び実施機関相互間で利用し、又は本市以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急に収集する必要があると認められるとき。

(5) 当該実施機関内及び実施機関相互間で利用する場合であって、当該個人情報を使用することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 国等に提供する場合であって、当該個人情報を使用することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれないと認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益

第1類 総則（東大阪市個人情報保護条例）

- を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
 - 3 実施機関は、第1項第5号の規定により個人情報を利用したときは、遅滞なく、その旨を東大阪市個人情報保護審議会に報告しなければならない。この場合において、東大阪市個人情報保護審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。
 - 4 実施機関は、第1項第6号又は第7号の規定により個人情報を提供しようとするときは、あらかじめ、東大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、急施を要すると認めるときは、この限りでない。
 - 5 実施機関は、前項ただし書の規定により東大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かないで個人情報を提供したときは、遅滞なく、その旨を東大阪市個人情報保護審議会に報告しなければならない。この場合において、東大阪市個人情報保護審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

（提供先に対する措置要求）

第8条 実施機関は、本市以外のものに個人情報を提供する場合において、提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。

（電子計算機処理の制限）

第9条 実施機関は、第6条第3項に規定する個人情報及び犯罪に関する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、実施機関が、東大阪市個人情報保護審議会の意見を聴いたうえで、公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（電子計算機の結合の制限）

第10条 実施機関は、本市以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線その他の方法により電子計算機を結合してはならない。ただし、実施機関が、東大阪市個人情報保護審議会の意見を聴いたうえで、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。

第1類 総則（東大阪市個人情報保護条例）

（適正な管理）

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（委託に伴う個人情報の保護等）

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の適切な取扱いを講ずるよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第13条 個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

2 本市から委託を受けて行う個人情報取扱事務の処理に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

第2節 個人情報の開示、訂正及び削除

（個人情報の開示請求）

第14条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報であって、検索し得るもの開示を請求することができる。

2 未成年者又は禁治産者の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（実施機関の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる個人情報（以下「不開示個人情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの

第1類 総則（東大阪市個人情報保護条例）

- (2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談その他これらに類する事項に関する個人情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの
- (3) 開示することにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産の保護、行政上の義務に違反する行為の取締り又は犯罪の予防若しくは捜査その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがある個人情報
- (4) 本市と国等との間における協議、協力、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの
- (5) 本市又は国等が行う検査、監査、取締り、調査研究、試験、審査、争訟、契約、交渉、涉外、人事管理等の事務事業に関する個人情報であって、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業又は同種の事務事業の目的を失わせ、又は公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じ、若しくは生じるおそれがあるもの
- (6) 法令等の規定により、明らかに本人に対し開示することができないとされている個人情報

（部分開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示個人情報のいずれかに該当する個人情報が含まれている場合において、当該不開示個人情報とそれ以外の個人情報を容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示個人情報を除いて、個人情報の開示をしなければならない。

（開示請求の方法）

第17条 開示請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- 2 開示請求をしようとする者は、前項の書面を提出する際、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するため必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の書面に不備があると認めるときは、開示請求者に対し、その補正を求めることができる。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して15日以内に、個人情報の開示をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、遅滞なく、書面により開示の実施に關し必要な事項を開示請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の開示をしない旨の決定をしたとき（開示請求に係る個人情報が記録されている公文書を保有していないときを含む。）は、遅滞なく、当該決定の理由を付記した書面により開示請求者に通知しなければならない。この場合において、将来、当該個人情報の全部又は一部の開示をすることができる事が明らかであるときは、その旨及び開示をすることができる時期を併せて記載するものとする。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項に規定する期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、遅滞なく、書面によりその延長の期間及び理由を開示請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をしようとする場合において、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示の実施等)

第19条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定に係る個人情報の開示をしなければならない。

2 実施機関は、前条第5項の規定により意見を聴いた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表明した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該第三者に対し、書面により通知しなければならない。

3 個人情報の開示は、公文書に記録されている個人情報に係る部分を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付する方法により行うものとする。

第1類 総則（東大阪市個人情報保護条例）

4 実施機関は、個人情報の開示をすることにより、当該公文書が汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき、第16条の規定による個人情報の部分開示をするときその他正当な理由があるときは、当該公文書を複写し、若しくは複製したものを見覽に供し、又はその写しを交付することができる。

5 第17条第2項の規定は、前2項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

（個人情報の訂正請求）

第20条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

（訂正請求の方法）

第21条 訂正請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求する訂正の内容

(3) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

2 前項の書面には、請求する訂正の内容が事実に合致することを証する資料を添付しなければならない。

3 第17条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求に対する決定等）

第22条 実施機関は、訂正請求があったときは、必要な調査をしたうえ、当該訂正請求があった日から起算して30日以内に、個人情報の訂正をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報の全部又は一部の訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る個人情報を訂正したうえ、当該決定の内容を書面により訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に通知しなければならない。

第1類 総則（東大阪市個人情報保護条例）

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の訂正をしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定の理由を付記した書面により訂正請求者に通知しなければならない。

4 第18条第4項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

（個人情報の削除請求）

第23条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報について、第6条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反して収集したと認めるときは、当該個人情報の削除を請求することができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による削除の請求（以下「削除請求」という。）について準用する。

（削除請求の方法）

第24条 削除請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 削除を請求する理由

(3) 削除請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

2 第17条第2項及び第3項の規定は、削除請求について準用する。

（削除請求に対する決定等）

第25条 実施機関は、削除請求があったときは、必要な調査をしたうえ、当該削除請求があった日から起算して30日以内に、個人情報の削除をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報の全部又は一部の削除をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該削除請求に係る個人情報を削除したうえ、当該決定の内容を書面により削除請求をした者（以下「削除請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の削除をしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定の理由を付記した書面により削除請求者に通知しなければならない。

4 第18条第4項の規定は、削除請求に対する決定について準用する。

第1類 総則（東大阪市個人情報保護条例）

（手数料等）

第26条 個人情報の開示、訂正及び削除に係る手数料は、徴収しない。

2 開示請求をして公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3節 個人情報の取扱いの是正の申出

第27条 自己の個人情報を実施機関が第7条第1項又は第2項の規定に違反して利用し、又は提供していると認める者は、当該実施機関に対し、その取扱いの是正を申し出ることができる。

2 前項の規定による是正の申出（以下「是正の申出」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 求める是正の内容及び理由

(3) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

3 第14条第2項及び第17条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに、必要な調査をしたうえ、当該是正の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。

5 実施機関は、是正の申出に対する処理の内容を、書面により当該是正の申出をした者に通知するとともに、東大阪市個人情報保護審議会に報告しなければならない。この場合において、東大阪市個人情報保護審議会は、当該実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

6 個人情報の取扱いの是正に係る手数料は、徴収しない。

第4節 不服申立て

第28条 開示請求、訂正請求又は削除請求（以下「開示請求等」という。）に対する決定に不服のある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによる不服申立てをすることができる。

2 処分庁又は審査庁は、前項の不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるとき、又は当該不服申立てを認容するときを除き、遅滞なく、東大阪市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

3 処分庁又は審査庁は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

第3章 個人情報保護審査会

第29条 前条第2項の規定による諮問に応じて審査するため、市長の附属機関として、東大阪市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、前条第2項の規定により諮問した処分庁又は審査庁に対し、開示請求等に係る個人情報を記録した公文書の提出を求め、委員をして、不服申立人に閲覧させずにその内容を直接見分けさせることができる。この場合において、当該処分庁又は審査庁は、当該公文書の提出を拒むことができない。
- 6 審査会は、前項に定めるものほか、第1項の規定による審査のため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 7 審査会の審査は、公開しない。
- 8 委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 前各項に定めるものほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 個人情報保護審議会

第30条 この条例によりその権限に属するものとされた事項を行うとともに、個人情報保護に関する重要な事項について審議し、意見を述べるため、市長の附属機関として、東大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員11人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。た

第1類 総則（東大阪市個人情報保護条例）

だし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるものほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（事業者の責務）

第31条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

（本市が出資する法人等の責務）

第32条 本市が出資する法人等のうち市長が定めるものは、この条例の規定に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第6章 雜則

（苦情の処理）

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

（他の制度等との調整）

第34条 この条例の規定は、次の各号に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計に係る個人情報
- (2) 統計法第8条第1項の規定により総務府長官に届け出られた統計調査に係る個人情報
- (3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務府長官の承認を受けた統計報告（専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）に係る個人情報
- (4) 実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報について、開示、訂正又は削除を求めることができることについて別に定めがある場合の当該個人情報
- (5) 市立図書館その他本市の機関又は組織が市民の利用に供することを目的とし

第1類 総則（東大阪市個人情報保護条例）

て管理している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報

- 2 第5条、第6条第4項及び第5項、第7条第3項から第5項まで、第9条、第10条並びに第14条から第28条までの規定は、本市の職員の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準じる事項に関する個人情報については、適用しない。

（市長の調整）

第35条 市長は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関して報告を求め、又は調整することができる。

（実施状況の公表）

第36条 市長は、毎年1回、この条例による個人情報の保護に関する制度の各実施機関の実施状況を取りまとめて、公表しなければならない。

（委任）

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第7章 罰則

第38条 第13条、第29条第8項又は第30条第5項の規定に違反して個人の秘密を漏らした者は、30,000円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第13条第2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前項の刑を科する。
- 3 第13条第1項の規定に違反する行為が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令により処罰されることとなる者に対しては、第1項の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

（平成11年規則第30号で平成11年7月1日から施行）

（東大阪市電子計算組織の利用に係る個人情報の保護に関する条例の廃止）

- 2 東大阪市電子計算組織の利用に係る個人情報の保護に関する条例（昭和60年東大阪市条例第25号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日前に実施機関が行った個人情報の収集、利用若しくは提供又は個人情報に係る通信回線による電子計算機の結合は、この条例の相当規定に